

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 監査等の種類 | 定期監査及び行政監査 |
| 2 | 監査の対象 | 都市建設部
令和2年度4月～10月分 必要に応じて令和元年度分 |
| 3 | 監査の着眼点 | 令和2年度 一般・特別会計定期監査及び行政監査実施計画（以下「実施計画」という。）に定める着眼点による |
| 4 | 監査の実施場所 | 実施計画に定める実施場所 |
| 5 | 監査の日程 | 令和2年12月1日～令和3年1月25日 |
| 6 | 監査の結果 | |

証拠書類の一部を抽出して、関係諸帳簿と照合したところ、おおむね適正に処理されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので、改善に努められたい。

なお、軽微な事項については、別途指示した。

[指摘事項]

（1）適正な財務会計事務の執行について

岐阜市物品管理規則第14条は、「物品取扱員は、物品の納入があったときは、その契約条件の充足等につき検査のうえ受領し、支出命令書又は注文書兼請求内訳書の検収欄に認印を押さなければならない。」と規定している。

しかしながら、交通政策課、市街地再開発課、駅周辺事業推進課及び公園整備課において、物品の納入があったとき物品取扱員に任命されていない職員が検収し、検収欄に認印を押しているものがあった。

今後は、岐阜市物品管理規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

（2）適正な事務執行について

印紙税法第5条は、別表第1の課税物件の欄に掲げる文書のうち非課税物件の欄に掲げるものは、印紙税を課さない旨規定し、同法別表第1は、契約金額が1万円未満の請負に関する契約書を非課税物件としている。

しかしながら、平成23年度から令和元年度までに締結した、岐阜市まちなか歩きガイド、岐阜市自転車散策マップぎふポタ及び三輪の歴史文化散策マ

ップへの広告掲載にかかる契約書については、印紙税法上の請負に関する契約書に該当し、契約金額から非課税物件であるにもかかわらず、収入印紙を貼付するよう依頼したため、総額 13,800 円の誤納を発生させた。

今後は、印紙税法を遵守し、適正な事務執行に努められたい。